

社会福祉法人朝日園 役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、社会福祉法人朝日園の定款第 22 条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第二条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第三条 役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表 1 の通り費用弁償を支給する。ただし、交通費の実費が別表 1 の費用弁償額を超える場合には、社会福祉法人朝日園役職員旅費・費用弁償規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表 1 の費用弁償は行わない。

(公表)

第四条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第五条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第六条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 3 月 27 日 (評議員会の決議日)から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 役員の費用弁償額
日額 10,000 円